

## 沼津市農業肥料購入支援事業補助金交付要綱

令和4年10月7日副市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、農業経営の安定を図るため、円安やウクライナ情勢などに伴う資源高や物価の急激な高騰の影響を受けている農業者及び農業法人（以下「農業者等」という。）に対し、予算の範囲内において沼津市農業肥料購入支援事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業肥料 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第2条第1項に規定する肥料をいう。
- (2) 高騰率 令和4年10月6日付け4農産第2793号により農産局長から通知のあった肥料価格高騰対策事業における高騰率をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住民登録のある富士伊豆農業協同組合（以下「富士伊豆農協」という。）の正組合員（以下「正組合員」という。）又は正組合員が所属する本市に主たる事業所を有する法人
- (2) 経営耕地面積が10a以上の農業を営む者又は経営耕地面積が10a未満で令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間の農産物販売金額が15万円以上あった者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 肥料コスト上昇に対して今年度国の肥料価格高騰対策事業費補助金又は県の肥料価格高騰緊急対策事業費補助金（以下「国等補助金」という。）を受けていない場合

補助対象者が令和4年6月1日から令和5年1月31日までに購入した農業肥料の購入金額（以下「肥料購入費」という。）と令和4年5月31日時点（5月31日が店休日の場合は直前の営業日時点）の同一店舗で販売された同一物品の販売金額との差額（以下「肥料購入値上り額」という。）に次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる率を乗じて得た額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額。）とし、上限額を220万円とする（以下「補助金額」という。）。

ア 20万円以下の金額 100パーセント以内

イ 20万円を超える金額 50パーセント以内

- (2) 肥料コスト上昇に対して今年度国等補助金を受けている又は受ける予定である場合

前号の規定による補助金額から国等補助金の額を控除して得た額とする。ただし、その額が次の計算式により求められる金額を上回る場合は、その計算式により求められる金額を上限額とする。いずれの場合も、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。

$$\{ (\text{肥料購入費}) - (\text{肥料購入費}) \div (\text{高騰率}) \div 0.9 \} \times 0.15$$

- 2 肥料購入費の支払において、次の各号に掲げるものを利用して実際に支払う額が減額された場合は、当該減額された額に相当する額は、補助対象経費に含めないものとする。

- (1) クレジットカード、モバイル決済等の利用により付与されたポイント又は農業肥料を販売する店舗が発行するポイント、金券等
- (2) 国、都道府県又は市町村が発行するプレミアム付き商品券等の券面金額より低い金額で購入できる商品券等
- (3) その他市長が適当でないと認めたもの

- 3 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）

は、沼津市農業肥料購入支援事業補助金交付申請書（請求書）（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 農業肥料購入証明書（第2号様式）
- (2) 農業肥料を購入した際の領収書の写し
- (3) 振込口座情報が分かる書類（通帳の写し等）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 経営耕地面積が10a未満で令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間の農産物販売金額が15万円以上あった者は、前号に掲げる書類に加えて、確定申告書又は青色申告決算書の写しを提出するものとする。

3 補助金の申請期間は、令和5年2月1日から令和5年2月28日までとする。

(補助金の交付申請の委任)

第6条 交付申請者は、当該補助金の交付申請及び請求に係る手続を、富士伊豆農協代表理事組合長（以下「組合長」という。）に委任することができる。

2 前項の規定による委任を受けた組合長が当該補助金の交付申請及び請求をするときは、前条に掲げる書類に、沼津市農業肥料購入支援事業補助金委任状兼同意書（第3号様式。以下「委任状兼同意書」という。）を添付して、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、当該補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、沼津市農業肥料購入支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、交付申請者に通知するものとする。

(実績報告の省略等)

第8条 市長は、規則第11条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類の提出を省略するものとする。

2 前項の場合において、前条の規定による交付決定の通知をもって、当該補助金に係る規則第12条の規定による確定通知があったものとみなす。

(交付の方法)

第9条 補助金は、口座振替の方法により補助金の交付の決定を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）に交付するものとする。

(申請の取下げとみなす場合)

第10条 申請書の不備等の交付申請者の責に帰すべき事由により審査又は交付ができなかった場合において、市長が定める期日までに当該申請書の補正等に応じないものは、第5条の規定による申請を取り下げたものとみなす。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還させるものとする。

(関係図書の保管)

第13条 補助金の交付の対象となる経費に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、副市長決裁の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。